

平成30年

第2回市議会定例会 議案第8号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について
市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和23年函館市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	ホテル営業の審査	旅館業許可申請手数料	1 件	22,000円
	旅館営業の審査		1 件	21,000円
	簡易宿所営業の審査		1 件	18,000円
	下宿営業の審査		1 件	18,000円

を

「

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館・ホテル営業の審査	旅館業許可申請手数料	1 件	21,000円
	簡易宿所営業の審査		1 件	18,000円
	下宿営業の審査		1 件	18,000円

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の公布の日から平成30年6月14日までの間においては、手数料を徴収する事務ならびに名称、単位および金額については、改正前の別表第1に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

手数料を徴収する事務		名 称	単 位	金 額
旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定に基づき同法の施行前に行う旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館・ホテル営業の審査	旅館業許可申請手数料	1 件	21,000円

（提案理由）

旅館業法の一部改正に伴い、旅館・ホテル営業の旅館業許可の申請に対する審査に関する事務について手数料を定め、および規定を整備するため